

一般社団法人よすが 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人よすがと称する。

2 英文ではYOSGAと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を堺市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、お金の管理に係る困難の解消及びその啓発を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)基盤整備事業：金銭管理、財産管理の支援に関する事業
- (2)教育啓発事業：金銭教育の推進、お金の管理に関する情報やノウハウを発信する事業
- (3)調査研究事業：お金の管理について、課題を把握し解決策を見出す事業
- (4)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の構成)

第5条 この法人の社員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的及び趣旨に賛同し入会した法人又は個人
- (2)賛助会員 この法人の目的及び趣旨に賛同し入会した正会員以外の法人又は個人

(入 会)

第6条 この法人の社員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(退 会)

第7条 社員は、この法人を退会しようとするときは、理由を付して所定の退会届を提出しなければならない。

(会 費)

第8条 社員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会費は、毎年度の7月末日までに納入しなければならない。

(戒告又は除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を戒告又は除名することができる。

- (1)この定款その他規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な理由があるとき

(資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2)除名されたとき
- (3)当該社員が死亡し、又は社員である法人が解散したとき

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)社員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 社員総会は、委任状による参加を認める。代表理事は、必要に応じて電磁的手段によって総会を開催することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上10名以内

(2)監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事については、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と法令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第31条 当法人の理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

- 2 前項のほか、必要がある場合には随時開催する。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(代表理事等の報告義務の特例)

第35条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月末日までとする。

（設立時の役員）

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 北中大輔 木林芳博

設立時代表理事 北中大輔

設立時監事 岩崎義一

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 【個人情報のため省略】

設立時社員 北中大輔

住 所 【個人情報のため省略】

設立時社員 木林芳博

（法令の準拠）

第49条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。